

3)

自宅に実包保管をされる皆様に

“実包と猟銃は別々の場所に保管して下さい。”

1. 保管庫は「堅固な設備に収納し施錠すること。」(火薬類取締法施行規則第16条第5号)
2. 盗難及び火災の防止については、十分ご留意して下さい。
3. 保管庫とは、ロッカー、金庫等の堅固で施錠できる設備をいいます。

実包保管庫の購入は銃砲店・射撃場にご相談ください。

4. 自宅に保管できる最大数量は以下のとおりです。

(火薬類取締法施行規則第15条第1項の表)

貯蔵する火薬類	貯蔵数量
実包・空包	800個
火薬(無煙火薬・黒色火薬)	5kg
銃用雷管	2,000個

5. 「射撃場・狩猟・有害駆除」にでかける場合の注意点

- ① 実包等は射撃場、狩猟及び有害鳥獣駆除に出かける直前に保管庫から出して下さい。
- ② 車で移動中等の時は、銃や実包に覆いをかけ車外から見えない措置をして下さい。
- ③ 射撃場及び狩猟から帰宅したときは、実包は駐車場等の車内に置いたままにしないで自宅内の保管庫に収納して下さい。
- ④ 実包・空包、火薬、銃用雷管等を保管庫から出し入れするときは、その都度帳簿に記載して下さい。

*****不用実包等の廃棄は火薬銃砲販売店(日火連広域認定販売店)にご相談ください。*****